

奈良県告示第三百九十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び葛城市市民生活部環境課（葛城市柿本一六六番地）において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
シャープ株式会社 代表取締役社長 戴 正呉
堺市堺区匠町一番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
シャープ株式会社エネルギーソリューション事業本部
葛城市董二八二番地一
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の能力	特定施設の工事着手予定年月日	特定施設の工事完成予定年月日	特定施設の種類
排気量 三・五 ³ m ³ /分〜二十三 ³ m ³ /分	許可後直ちに	着工の日から十五日を経過した日	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設四基（以下「A施設」及び「B施設」という。）

特定施設の使用開始予定年月日

工事完了後直ちに

四 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大の量（単位 m ³ ）		特汚	定染	施設	設備	かの	ら通	排常	出の	さ値	れ及	るび	汚最	水大	等の	の値	季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間	
A施設	B施設	単位 mg／ℓ		A施設	B施設	単位 mg／ℓ		A施設	B施設	水素イオン濃度（水素指数）		A施設	B施設	項目		通常	最大		
一	一	一〇〇		一〇〇	一〇〇	五		一〇七	一〇七	一〇七		一〇七	一〇七	通常		なし		午前八時三十分から午後五時三十分までのうち三時間	
一	一	一〇〇		一〇〇	一〇〇	一六		一〇七	一〇七	一〇七		一〇七	一〇七	最大					

五 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の種類 公共下水道への接続

六 排水の汚濁状態及び量

排水の量（単位 m ³ /日）	排水の汚濁状態					
	項目	水素イオン濃度（水素指数）	生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 mg/ℓ）	化学的酸素要求量（COD）（単位 mg/ℓ）	浮遊物質（SS）（単位 mg/ℓ）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（NヘX）（単位 mg/ℓ）
三五	通常	七	二	三	五	一
三六〇	最大	五・八～八・六	三	四	一〇	一